

世羅町立世羅中学校校務運営規程

第1章 総則

第1条（目的） 世羅町立世羅中学校の校務を円滑且つ適正に運営するために、法令及び「世羅町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」(以下管理規則という)に従い、この規程を定める。

第2条（定義） この規程で「職員」とは、本校に勤務する常勤職員である。

第2章 校務運営に関する事項

第3条（運営組織） 校長は、その権限に属する事項を職員に分掌させるため、管理規則第45条に基づき、年度初めに職員の校務分掌及び職員の分掌を定める。

- 2 校長は、前項の校務分掌及び分掌を定めるにあたっては、法令・条例及び規則に基づいて行う。
- 3 前項に定めるもののほか、運営組織について必要な事項は、校長が定める。

第4条（分掌） 校長の校務運営を円滑に行い、教育活動を充実させるために、企画部、学年部及び事務部を置く。

- 2 企画部には、教務部、生徒指導部及び教育研究部を置く。
- 3 学年部には、1学年部、2学年部及び3学年部を置く。
- 4 各部の所管事項及び構成は別に定める。

第5条（主任、主事等） 校長の校務及び各部の円滑な運営を図るために、次の主任・主事を置く。

- 教務主任 ○生徒指導主事 ○研究主任 ○進路指導主事
 - 保健主事 ○各学年主任 ○道徳教育推進教師
 - 特別支援教育コーディネーター ○体力づくり推進リーダー
 - ICT教育推進教諭 ○学校図書館司書教諭
- 2 主任、主事等の役割と職務内容は別に定める。

第6条（職員会議） 校長の職務の円滑な執行を補助させるために、職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議は、校長が必要を認める事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行う。
- 3 職員会議は、校長が招集し主宰する。
- 4 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

第7条（企画委員会・学校評価委員会） 校長は、校務運営の円滑化及び効率化並びに評価及び改善を図るため、企画委員会・学校評価委員会を設置する。

- 2 企画委員会・学校評価委員会は、校長、教頭、事務長及び教務主任、生徒指導主事、研究主任で構成する。また、校長は必要と認めるときは、学年主任及び関係職員を指名して、拡大企画委員会を構成することができる。
- 3 企画委員会・学校評価委員会は、校長が招集し主宰する。

第8条（いじめ防止委員会） 校長は、いじめ問題への対応に係る基本方針を定めるとともに、いじめの防止、早期発見及び早期対応の体制を整えるため、いじめ防止特別委員会を設置する。

- 2 いじめ防止特別委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、研究主任、学年主任及び養護教諭で構成する。また、専門的な知識を有する者としてスクール・カウンセラー等を加えることができる。

第9条（不祥事防止委員会） 校長は、教職員の不祥事の未然防止を図るために不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事防止委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事及び研究主任で構成する。

第10条（相談窓口） 校長は、いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントの早期発見・早期対応を図るため生徒及び保護者等からの相談を受ける窓口を設置する。

- 2 相談窓口の担当者は、第8条及び第9条の構成員の中から校長が指名する。

第11条（教育相談連絡会議） 校長は、不登校及び特別な配慮を必要とする生徒に係る指導の充実を図るため教育相談連絡会議を置く。

- 2 教育相談連絡会議は、校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任及び特別支援教育コーディネーターで構成する。
- 3 校長は、必要と認めるときは、関係職員を招集することができる。

第12条（学校衛生連絡会議） 校長は、職場の安全や衛生に関しての意見を聴き、教職員の安全・健康の確保に努めるため学校衛生連絡会議を置く。

- 2 学校衛生委員会は、企画委員会の構成員及び学年主任、養護教諭を以って構成する。

第13条（事務処理） 学校における事務処理は、校長の決裁により行う。

第3章 職員の勤務に関する事項

第14条（勤務時間） 職員の勤務時間の割り振りは、校長が定める。

- 2 職員の勤務時間は、8時10分から16時40分までとする。
- 3 休憩時間は、次のとおりである。

8:10	12:45	13:30	16:40
	休憩		

- 4 長期休業中及び中間試験の1日目、期末試験の1日目・2日目の休憩時間は、次のとおりとする。

8:10	12:30	13:15	16:40
	休憩		

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成20年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成21年5月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成22年1月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成22年2月3日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成24年8月30日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成25年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成25年6月28日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成26年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成27年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、平成30年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。

この規定は、令和2年4月1日に一部改訂し、同日から施行するものとする。